

## 妊娠・出産・育児・介護等に関わるわたしたちの権利

(2025年12月現在)

権利	内容	備考・手続	権利	内容	備考・手続
妊娠・出産・育児等に関する権利	①生理休暇	1回につき2日。(2日をこえると病休)	〈特休〉	育児・介護に関する権利	〈特休〉
	②結婚休暇	7日以内。(週休日・休日・代休日を除く連続した7日間)	〈特休〉		生後1年6月に達しない子を育てる職員がその子の保育のための時間を請求した場合。1日2回それぞれ1時間。
	③出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等(①説明会への出席②通院治療)により、体外受精及び顕微授精以外の不妊治療5日、体外受精及び顕微授精10日を取得できる。 岩手県独自の運用として、②のうち移動及び治療の時間を合わせて4時間程度要する場合、10日間取得できる。	〈特休〉 (2022年1月から)		〈特休〉 ※配偶者が育休中又は養育できる親がいる場合不可。 (2004年から1年6月に延長) 2時間のまとめどりも可能。 (2011年1月から)
	④妊娠の勤務軽減	妊娠した女性の請求により、他の軽易な業務へ転換。(労基法65条③)	校長へ口頭申し入れ。		申し出は、原則休業の2週間前まで。(2022年10月から)
	⑤体育代替	体育実技の代替のため、妊娠判明時から産休に入るまで非常勤講師が派遣される。 ●小学校 女性教員が複数妊娠した場合や、担任外がないなど校内体制で対応が困難な場合、請求できる。 ●中学校 体育を週10時間程度以上担当する教員は妊娠にともない代替を請求できる。			(手続き) 育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに。 期間の延長は、子が小学校に入学するまで可能。1月以上1年以下の期間で、繰り返し延長することができる。 (給与) 給料月額「通常の月額×(1週間の勤務時間数/38時間45分)」 ●共済組合から育児時短勤務手当金が支給される。2歳未満の子を養育するため⑯⑰の育児時短勤務をしている場合、育児時短勤務による減収前の報酬を超えない範囲で、減収後の報酬の最大10%に相当する額が支給される。 (2025年4月から)
	⑥通勤緩和休暇	出勤・退勤時の通勤緩和のため、1日に60分の範囲内で出勤または退勤時に取得できる。	〈特休〉 ●出勤時に30分、退勤時に30分という分割取得可。		小学校就学前の子。(2007年8月) 給与:休業時間に応じて減額 育児休業と同様に復元措置がされる。(2008年4月から) ⑯と合わせて2時間まで。 ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。 (2013年4月から)
	⑦妊娠・出産通院休暇	母子保健法に基づき、妊娠中や出産後1年以内に健康診査、保健指導を受ける場合。それぞれ1日の範囲内とする。	〈特休〉 ●妊娠23週までは4週間に1回。 ●24週~35週までは2週間に1回。 ●36週から出産までは週1回。 ●産後1年までは、その間に1回。		〈特休〉
	⑧妊娠障害休暇(つわり休暇)	妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する障害により勤務が困難な場合。10日の範囲内。	〈特休〉 1時間単位でも取得可。(2010年1月から)		〈特休〉 校長の状況認知でよい。 1時間単位でも取得できる。 (2005年2月25日から)
	⑨不妊治療・妊娠に起因する疾病	不妊治療や妊娠に関する疾病(妊娠悪阻、切迫流産、子宮外妊娠、胞状奇胎、後期妊娠中毒症)などの場合、3ヵ月以内の病気休暇が取得できる。	〈病休〉 ●病休は、1時間あるいは1日を単位として取ることができる。 ●1週間以上病休を取る場合、市町村によっては医師の診断書を求められる。		1時間単位でも取得できる。 小学6生までの子。 (2008年4月から) 年10日まで。 中学校3年卒業までの子。 (2010年1月から) 配偶者、父母、配偶者の父母も対象に。 22歳までの子 (2017年1月から)
	⑩妊娠中の休息・補食のための休暇	母体または胎児の健康保持のため、適宜休憩する、または補食する場合。休息・補食のために必要とする期間。(時間)	〈特休〉		※1月から12月まで
	⑪出産休暇	産前8週間、多胎妊娠の場合は14週間、産後8週間の範囲内で取得できる。 ●産前休暇は、「6週間(母性保護のため必要がある場合にあっては8週間)」となっている。産前休暇は、本人の請求権休暇である。 ●産後休暇は、「出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間」となっている。産後休暇は、任命権者が与えなければならない付与義務のある休暇である。	〈特休〉 ●共済より出産費等が給付される。(50万円) ●共済より出産費附加金が給付される。(5万円) ●互助会より出産保育費が給付される。(3万円)		●満22歳の年度末までの子、配偶者、父母、配偶者の父母が負傷、疾病のため看護を必要とする場合、子1人について年5日以内、2人以上は年10日以内、3人以上は年12日以内。10日の休暇を付与される職員であっても、配偶者、父母及び配偶者の父母の看護のために取得できる。日数は5日が上限。 (2022年1月から) ●インフルエンザで施設閉鎖になった場合の罹患していない子も該当。(2010年1月から)子が通う学校、幼稚園や保育所の行事、授業参観や面談、家庭訪問等も取得自由に。(2025年4月から)
	⑫配偶者出産休暇	妻が出産する場合、入院する日から、産後2週間の範囲で3日以内。	〈特休〉 ●出産に伴う入退院の付添いに加え、出産時や入院中の付添い、出生の届出等にも利用できる。 ●1時間単位でも取得できる。 (2005年2月25日から)		男性職員が、妻の出産予定の6週間(母性保護の必要がある場合は8週間、多胎妊娠の場合は14週間)前から出産の日後1年を経過する日までに妻の出産に係る子又は職員の小学校3年生までの子を養育する場合に取得できる。5日以内で1日又は1時間単位で取得。
	⑬育児休業	男女すべての教職員が子が満3歳に達する日(3歳の誕生日の前日)まで休業できる。 ●共済組合から育児休業手当金が支給される。 180日まで1日あたり(標準報酬月額/22×67%) 181日以降1日あたり(標準報酬月額/22×50%) (2014年4月から) ●産前6週間(多胎妊娠は14週間)産後8週を上限に申請により掛金は免除される。(2014年4月から) ●育児休業中の掛け金は、申出により免除される。 (2005年4月から、子が3歳になるまでに延長) ●互助会から育児休業給付金が互助会掛け金相当額支給される。 2回まで分割して取得可能(1歳までの育児休業) ※取得の際にそれぞれ申し出る。	●昇給延伸は4年で回復。(2004年から4年に短縮) ●復職直後に復元調整がされる。(2006年4月から) ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。 (2013年4月から) ●将来的に養子縁組する子も対象。(2017年1月から) ●特別の事情の場合は子が最長2歳になるまで、共済組合の育児休業手当金が支給される。 (2017年1月から) ●共済組合から、次の①及び②のいずれの要件も満たした場合、育児休業支援手当金(標準報酬月額の13%)が最大28日間支給される。 ①対象期間内に育児休業等をした日数が通算して14日以上あるとき ②組合員の配偶者が子の出生日から56日を経過する日の翌日までの期間に通算して14日以上配偶者育児休業等をしたとき (2025年4月から)		●介護休暇処理表 医師の診断書か介護事由を証明する書類 ●申請期限が「1週間前」から「あらかじめ」に緩和。 (2005年2月25日から) ●一人で介護することが困難な場合、配偶者と同時利用可能。 ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。 (2017年1月から)
	⑭短期介護休暇		●要介護者の介護及びその世話をを行うための休暇。 ●要介護者1人に5日、2人以上は10日。		〈特休〉 (2010年5月11日から) ●要介護者の状態等申出書を提出、診断書は不要。 ●1時間単位でも取得できる。 (対象) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹(同居条件なし) (2011年1月から) ●一人で介護することが困難な場合、配偶者と同時利用可能。 ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。 ※1月から12月まで
	⑮介護時間		●介護のため1日につき2時間の範囲内(取得単位は30分)で勤務しないことができる。 ●最長で連続3年間取得できる。		●介護時間を取得した時間は無給となるが、昇進・勤勉手当で不利にならないよう、勤務しなかった時間を日に計算して30日に達するまでの期間を勤務時間から除算しない。 ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。 (2013年4月から)

※くわしい手続きについては、公立学校共済組合岩手支部（一財）岩手県教職員互助会「福祉のしおり」や岩手県「教育関係者必携」、岩教組HP等をご覧ください。